

香芝市告示第 1 4 5 号

香芝市介護保険条例第 7 条の規定により、介護保険料納入（変更）通知書 兼 特別徴収停止通知書を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の所在等が不明のため送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 第 2 項の規定により次のとおり公示送達します。この公示送達に係る関係書類は当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

また、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

香芝市長 三 橋 和 史

送達を受けるべき者

表 略